



いわての市町村の第三セクターの状況

(平成21年3月31日現在)

I. はじめに(P1)

II. 第三セクターの状況のポイント(P2~3)

III. 設立状況

第三セクターの数(P4)

第三セクターの業務分類 (P5)

第三セクターに対する市町村等の出資額及び役職員数の状況(P6)

IV. 経営状況

経常収支の状況(P7~8)

債務超過の状況(P9)

市町村の財政支援の状況

〃

〃

補助金交付額(P10)

貸付金残高(P11)

損失補償契約に係る債務残高(P12)

V. 情報公開・経営の点検評価の取組み(P13)

地域振興部市町村課



I. はじめに

調査の目的

この調査は、市町村及び市町村が過半を出資する団体(以下「市町村等」という。)が出資・出えん(以下「出資」という。)している下記の調査対象法人について、その出資、経営等の状況を把握することを目的としています。

調査対象法人

(1) 本調査においては、「第三セクター」として、次の法人を調査対象としています。

- ① 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は特例有限会社(以下「会社法法人」という。)のうち、市町村等が出資を行っている法人
- ② 調査時点において民法の規定に基づいて設立されていた社団法人又は財団法人(以下「民法法人」という。)のうち市町村等が出資を行っている法人

(2) (1)に該当する場合であっても、以下の法人は対象としていません。

- ① 県の出資額が最も多い法人
- ② 事業活動の範囲が全国的な法人又は全国規模で設立されている法人
- ③ 銀行等金融機関又は広域的に事業を行う電力会社もしくはガス会社

(3) 「IV. 経営状況」及び「V. 情報公開・経営の点検評価の取組み」については、(1)のうち次の法人を調査対象としています。

- ① 市町村等の出資割合が25%以上の会社法法人及び民法法人(複数の市町村等の出資割合の合計が25%以上の法人も含む。)
- ② 出資割合が25%未満であるものの財政的援助(補助金、貸付金、損失補償)を受けている会社法法人及び民法法人

調査時点

平成21年3月31日現在

【参考】 出資法人に対するチェック制度

1 地方公共団体の首長によるチェック(対象:出資割合50%以上の法人)

地方自治法第221条第3項(同法施行令第152条)により、地方公共団体の首長は、出資割合が50%以上の法人に対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずるよう求めることができます。

2 議会によるチェック(対象:出資割合50%以上の法人)

地方自治法第243条の3第2項(同法施行令第173条)により、地方公共団体の首長は、出資割合が50%以上の法人に対して、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告しなければならないとされています。

3 地方公共団体の監査委員によるチェック(対象:出資割合25%以上の法人、および出資割合が25%未満であるものの財政的援助を行っている法人)

地方自治法第199条第7項(同法施行令第140条の7)により、監査委員は、出資割合が25%以上の法人、および出資割合が25%未満であるものの市町村からの財政的援助を受けている法人に対して、補助金等の財政的援助に係るものの監査を行うことができます。



Ⅱ. 第三セクターの状況のポイント

県内市町村の第三セクター(平成21年3月31日現在)の経営状況をみると、全体の経常損益は前年に引き続き黒字を確保(増益)し、市町村からの補助金、損失補償契約に係る債務残高が減少しました。

しかしながら、個別の損益動向をみると、経常損益が悪化した法人数が改善した法人数を上回ったほか、一部法人においては、引き続き多額の経常赤字を計上する、市町村から多額の借入を行うなど、依然として厳しい経営が続いています。

このため、引き続き財務諸表などの情報開示の徹底を図るとともに、第三セクターの経営状況の評価と経営改善・改革の検討を行う「経営検討委員会」の設置や「改革プラン」の策定、さらには法人の設立趣旨を踏まえ完全民営化や廃止を含めた抜本的な改革を積極的に進める必要があります。

1 第三セクターの数 → P4~5

市町村等が出資している第三セクターの総数は160法人で、解散、出資引揚等により前年度に比べて3法人減(1増4減)となりました。うち監査委員による監査対象となる法人(※)は124法人で全体の77.5%を占め、前年度に比べて2法人減となりました。

※「監査委員による監査対象となる法人」:市町村が25%以上出資している法人、および出資金額が25%未満であるものの財政的援助を行っている法人。

2 出資額及び役職員数の状況(全法人) → P6

第三セクターに対する市町村等の出資額は90億3,200万円で、解散、出資引揚等により前年度に比べて8,400万円減少しました。また、出資割合の平均は41.9%と前年度に比べて0.6%の微減となりました。

第三セクターの役職員総数3,234人のうち、市町村等の退職者や出向者による役職員数は343人(全体の10.6%)で、前年度と同数となっています。

※昨年度調査では「25%以上出資等法人」のみを対象としていましたが、今年度は全法人を対象として作成したため、昨年度公表資料の数値とは異なります。



Ⅱ. 第三セクターの状況のポイント

3 経常損益の状況(25%以上出資法人等(以下同様)) → P7~8

黒字は83法人(全体の66.9%)、赤字は41法人(全体の33.1%)で、前年度に比べて黒字が8法人減少し、赤字が7法人増加しました。また、全体の経常損益額は前年度の2億3,400万円の黒字から3億6,300万円の黒字へと改善されました。

しかしながら、個別の損益動向をみると、損益が改善した法人59法人に対し、悪化した法人が65法人となったほか、一部法人においては、引き続き多額の経常赤字を計上するなど、依然として厳しい経営が続いています。

4 債務超過の状況 → P9

負債が資産を上回る、いわゆる「債務超過」の状態にあるのは12法人(全体の9.7%)で、前年度に比べて1法人増加(1増0減)しました。また、債務超過額は13億1,500万円と前年度に比べて9,600万円の増加となりました。これは、債務超過法人の経営改善が順調には進んでいないことを表しています。(12法人中8法人で当期純損失を計上。)

5 市町村の財政支援の状況 → P10~12

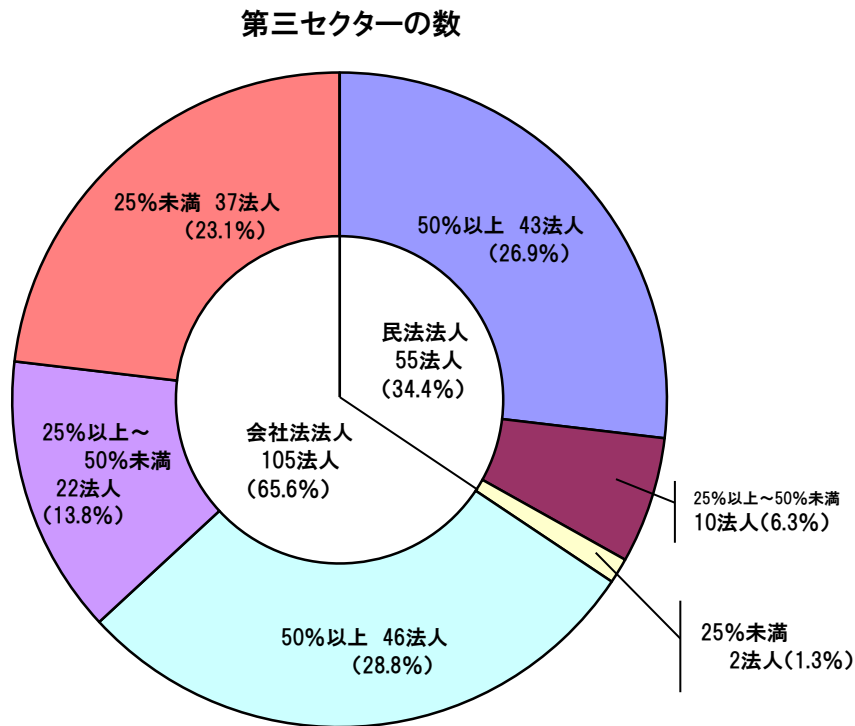
市町村等から補助金を交付されている第三セクターは48法人(全体の38.7%)で、交付額は9億3,800万円と前年度に比べて4,900万円減少し、市町村からの借入金残高を有する第三セクターは5法人(全体の4.0%)で、その額は5億4,600万円と前年度に比べて1億7,300万円増加しました。また、市町村の損失補償契約に係る債務残高を有する法人は11法人(全体の8.9%)で、債務残高は47億9,900万円と前年度に比べて3億5,900万円減少しました。

6 情報公開・経営の点検評価の取組み → P13

財務諸表等の情報公開が行われている第三セクターは101法人(全体の81.5%)となっています。また、市町村が設置した委員会等により定期的に経営の点検評価が行われている第三セクターは25法人で、依然として全体の20.2%にとどまっています。

第三セクターの数

市町村等が出資している第三セクターは、平成21年3月31日時点で160法人(32市町村)で、前年度に比べて3法人減(1増4減)となりました。
また、160法人のうち、監査委員による監査対象となる法人(※)は124法人(全体の77.5%)で、前年度に比べて2法人減となりました。
※【監査対象となる法人の内訳】 25%以上出資法人:121法人(前年度比△3法人) 財政的援助を受けている法人:3法人(前年度比+1法人)



出資割合別法人数

法人区分	出資割合	H20	H19	増減
民法法人	50%以上	43	46	△ 3
	25%以上~50%未満	10	9	1
	25%未満	2	2	0
	計	55	57	△ 2
会社法人	50%以上	46	46	0
	25%以上~50%未満	22	23	△ 1
	25%未満	37	37	0
	計	105	106	△ 1
合計	50%以上	89	92	△ 3
	25%以上~50%未満	32	32	0
	25%未満	39	39	0
	計	160	163	△ 3

平成20年度中の設立法人、解散法人等の状況

	設立・新規報告	解散・統合	出資引揚	合計
民法法人		釜石市体育・スポーツ振興財団(釜石市) 二戸郡福祉振興会(一戸町)		
計	0	△ 2	0	△ 2
会社法人	釜石港物流振興(釜石市)	岩手県北青果卸売市場(二戸市)	宮守プロイハウス(遠野市)	
計	1	△ 1	△ 1	△ 1
合計	1	△ 3	△ 1	△ 3

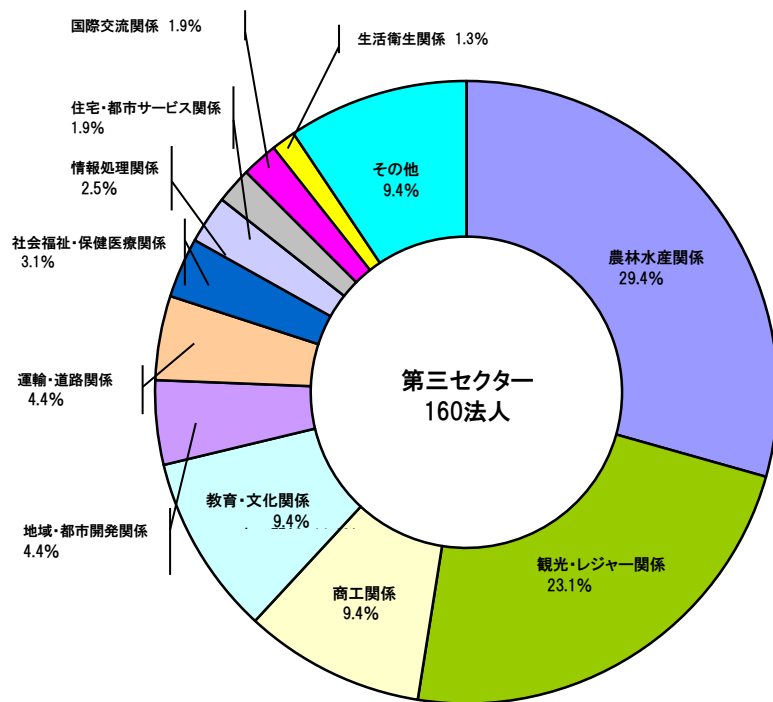
Ⅲ. 設立状況

第三セクターの業務分類

第三セクターを業務分野で見ると、「農林水産関係」が最も多く、次いで「観光・レジャー関係」、「商工関係」、「教育・文化関係」の順になっています。

「観光・レジャー関係」分野では株式会社が多く、「教育・文化関係」の分野は民法法人が多くなっています。

第三セクターの業務分類



業務分類別法人数

業務分類	民法法人		会社法人		合計		計	H19	増減
	25%以上	25%未満	25%以上	25%未満	25%以上	25%未満			
農林水産関係	18	1	21	7	39	8	47	45	2
観光・レジャー関係	2	0	27	8	29	8	37	35	2
商工関係	6	0	5	4	11	4	15	17	△ 2
教育・文化関係	14	0	0	1	14	1	15	16	△ 1
地域・都市開発関係	1	0	2	4	3	4	7	6	1
運輸・道路関係	1	0	3	3	4	3	7	6	1
社会福祉・保健医療関係	3	0	1	1	4	1	5	5	0
情報処理関係	2	0	1	1	3	1	4	4	0
住宅・都市サービス関係	0	0	0	3	0	3	3	3	0
国際交流関係	3	0	0	0	3	0	3	3	0
生活衛生関係	1	0	1	0	2	0	2	2	0
その他	2	1	7	5	9	6	15	21	△ 6
計	53	2	68	37	121	39	160	163	△ 3

【業務分類中「その他」について】

「その他」には他に含まれない法人が分類されています。以下はその一例です。

- ・公共施設等の庁舎管理を行う法人
- ・テレビ放送会社(ケーブルテレビ会社を含む)

第三セクターに対する市町村等の出資額及び役職員数の状況

第三セクターに対する出資総額は215億4,000万円と前年度に比べて1億1,800万円増加し、このうち市町村等の出資額は90億3,200万円と前年度に比べて8,400万円減少しました。出資割合では41.9%と前年度に比べて0.6%減少しました。

また、第三セクターの役職員総数は3,234人と前年度に比べて59人減少し、このうち市町村等関係者による役職員数は343人(役職員総数に占める割合10.6%)で、前年度と同数となっています。

第三セクターに対する出資額の状況 単位:百万円

区分	出資総額 A	うち市町村等 出資額 B	うちその他 (民間等)	市町村等出資割合 B/A	法人数 C (単位:法人)
民法法人	5,404	2,881	2,523	53.3 %	55
会社法人	16,136	6,151	9,986	38.1 %	105
計	21,540	9,032	12,509	41.9 %	160
H19	21,422	9,116	12,306	42.6 %	163
増減	118	△ 84	203	△ 0.6 %	△ 3

【市町村の出資割合について】

一般的に、市町村の出資割合が高いほど、その法人に対する市町村の関与の度合いが強くなると考えられます。

【役職員に占める市町村等関係者の割合について】

本項でいう「市町村等関係者」とは、その法人に出資している市町村等の退職者及び市町村等からの出向者を指します。

一般的に、その法人の役職員に占める市町村等関係者の割合が高いほど、市町村との結びつきが強くなると考えられます。

第三セクターの役職員数の状況

単位:人

区分	役員総数 A			職員総数 B			区分	役員総数 A+B		
	役員総数 A	うち市町村等 関係者	割合	職員総数 B	うち市町村等 関係者	割合		役員総数 A+B	うち市町村等 関係者	割合
民法法人	706	144	20.4 %	455	43	9.5 %	民法法人	1,161	187	16.1 %
会社法人	883	131	14.8 %	1,190	25	2.1 %	会社法人	2,073	156	7.5 %
計	1,589	275	17.3 %	1,645	68	4.1 %	計	3,234	343	10.6 %
H19	1,599	291	18.2 %	1,694	52	3.1 %	H19	3,293	343	10.4 %
増減	△ 10	△ 16	△ 0.9 %	△ 49	16	1.1 %	増減	△ 59	0	0.2 %

※ 役員総数は、常勤役員及び非常勤役員の合計

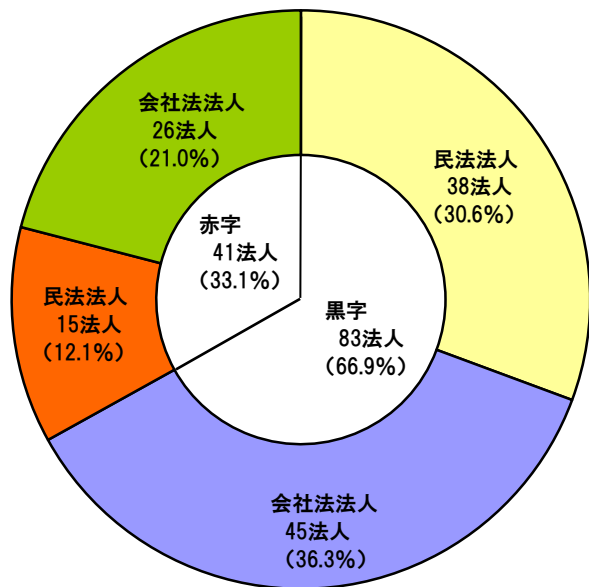
【御注意ください】昨年度公表資料からの変更点

本項「第三セクターに対する市町村等の出資額および役職員数の状況」は、全法人(160法人)を対象として作成しています。昨年度までは「25%以上出資等法人(監査委員による監査対象となる法人)」のみを対象として作成していましたが、全体像の把握のために改訂しました。本項における昨年度数値(H19欄)は、今回の改訂にあわせて昨年度の全法人(163法人)の数値を使用していますので、昨年度公表資料の数値とは異なります。

経常損益の状況(25%以上出資等法人)

市町村等が出資する第三セクターのうち、黒字は83法人(66.9%)、赤字は41法人(33.1%)で、前年度に比べて黒字が8法人減少し、赤字法人が7法人増加しました。
 黒字額の総額は7億3,700万円、赤字額の総額は3億7,400万円で、差引3億6,300万円の黒字となり、前年度の差引2億3,400万円の黒字に比べて全体としての損益額は改善されました。
 しかしながら、個別の損益動向をみると、「損益が改善した法人数:59法人」に対して「悪化した法人数:65法人」と悪化法人数が増加したほか、一部法人においては、引き続き多額の経常赤字を計上しており、依然として厳しい経営が続いています。

経営の状



経常損益の状況

単位:百万円

法人区分	H20			H19			
	法人数	割合	経常損益	法人数	割合	経常損益	
黒字	民法法人	38	30.6%	290	43	34.4%	159
	会社法人	45	36.3%	447	48	38.4%	485
	小計	83	66.9%	737	91	72.8%	644
赤字	民法法人	15	12.1%	△ 108	12	9.6%	△ 92
	会社法人	26	21.0%	△ 266	22	17.6%	△ 318
	小計	41	33.1%	△ 374	34	27.2%	△ 410
合計	124	100.0%	363	125	100.0%	234	

経常損益の改善・悪化状況

黒字法人	83法人	黒字転換	12法人	⇒	改善12	
		黒字幅拡大	32法人	⇒	改善32	
		黒字幅縮小	39法人	⇒		悪化39
赤字法人	41法人	赤字転落	20法人	⇒		悪化20
		赤字幅拡大	6法人	⇒		悪化6
		赤字幅縮小	15法人	⇒	改善15	
計	124法人		124法人	⇒	改善59	悪化65

経常損益額の上位法人(25%以上出資等法人)

経常黒字額の多い上位10法人

単位:千円

	法人名 (主な出資団体)	法人分類	出資割合	黒字額	総資本 経常利益率	経常収益 経常利益率
1	盛岡地域交流センター(盛岡市)	株式会社	50.1%	139,148	2.5 %	16.7 %
2	岩泉きのこ産業(岩泉町)	株式会社	93.4%	40,424	6.6 %	5.3 %
3	胆江農業管理センター(奥州市)	社団法人	36.9%	40,106	4.4 %	5.0 %
4	北上市機械化農業公社(北上市)	社団法人	49.0%	40,065	22.4 %	17.4 %
5	遠野市畜産振興公社(遠野市)	社団法人	68.4%	39,713	12.5 %	13.4 %
6	岩手県南技術研究センター(一関市)	財団法人	92.0%	28,875	13.0 %	41.0 %
7	盛岡市体育協会(盛岡市)	財団法人	62.3%	27,321	11.0 %	4.9 %
8	大船渡魚市場(大船渡市)	株式会社	28.8%	22,966	4.8 %	8.0 %
9	北上開発ビル管理(北上市)	株式会社	28.3%	20,027	0.8 %	8.9 %
10	岩手町ふるさと振興公社(岩手町)	株式会社	90.0%	19,025	18.2 %	7.5 %

経常赤字額の多い上位10法人

単位:千円

	法人名 (主な出資団体)	法人分類	出資割合	赤字額	総資本 経常利益率	経常収益 経常利益率
1	岩泉乳業(岩泉町)	株式会社	92.7%	△ 75,083	△ 37.5 %	△ 28.6 %
2	遠野ふるさと公社(遠野市)	社団法人	85.2%	△ 33,212	△ 25.3 %	△ 4.2 %
3	葛巻町畜産開発公社(葛巻町)	社団法人	88.7%	△ 30,055	△ 3.8 %	△ 2.9 %
4	紫波まちづくり企画(紫波町)	株式会社	78.6%	△ 28,490	△ 58.7 %	△ 6.0 %
5	甘竹田野畑(田野畑村)	株式会社	46.2%	△ 22,981	△ 3.7 %	△ 2.1 %
6	ひめかゆ(奥州市)	株式会社	56.2%	△ 21,754	△ 11.4 %	△ 6.7 %
7	八幡平市産業振興(八幡平市)	株式会社	54.5%	△ 19,538	△ 1.8 %	△ 2.6 %
8	川井村産業開発公社(川井村)	社団法人	43.5%	△ 13,428	△ 6.6 %	△ 6.9 %
9	紫波フルーツパーク(紫波町)	株式会社	88.1%	△ 13,399	△ 19.6 %	△ 11.7 %
10	盛岡地域地場産業振興センター(盛岡市)	財団法人	74.9%	△ 12,098	△ 1.8 %	△ 8.8 %

【解説】総資本経常利益率とは？

総資本経常利益率は、その法人が総資本(＝総資産)を使って経営活動を行った結果、どれだけの経常利益を上げたかを示す、企業会計における収益性分析の代表的な指標です。
株式投資に関心のある方であれば、「ROA(Return On Assets)」という表現で耳にしたことがあるかもしれませんが。(ただし、ROAでは経常利益ではなく当期純利益を用いることが一般的なようです。)

$$\text{計算式: 経常利益} \div \text{総資本} \times 100(\%)$$

簡単な数字を用いて例を示すと、次のようになります。

- ・100万円の元手から10万円の利益を上げれば「10%」
- ・100万円の元手から1万円の利益を上げれば「1%」

このように、数字が大きいほど「良い」とされる指標ですが、業種や企業規模によってその平均的な値は異なることから、業種も規模も異なる上記表中の法人を比較して、「どちらがよい」と単純に論じることはできません。

【解説】経常収益経常利益率とは？

企業会計における収益性分析でよく用いられる指標の一つに「売上高経常利益率」というものがあります。これは、当期の売上高に対してどれだけの経常利益を上げたかという、その企業の総合的な収益力を示す指標です。

第三セクターには、企業会計が適用される株式会社や特例有限会社のほか、「売上高」という考え方が適さない財団法人や社団法人も多数存在することから、本公表資料では便宜的に「経常収益」の値を用いています。

$$\text{計算式: 経常利益} \div \text{経常収益} \times 100(\%)$$

簡単な数字を用いて例を示すと、次のようになります。

- ・100万円の売上(経常収益)から経費等を差し引いた利益が10万円なら「10%」
- ・100万円の売上(経常収益)から経費等を差し引いた利益が1万円なら「1%」

このように、数字が大きいほど「良い」とされる指標ですが、総資本経常利益率と同様、業種や企業規模によってその平均的な値は異なることから、業種も規模も異なる上記表中の法人を比較して、「どちらがよい」と単純に論じることはできません。

IV. 経営状況

債務超過の状況(25%以上出資等法人)

市町村等が出資する第三セクターのうち、112法人(全体の90.3%)は資産が負債を上回りましたが、12法人(全体の9.7%)は負債が資産を上回る、いわゆる「債務超過」の状態になりました。債務超過法人は12法人で昨年度から1法人増加し、各法人の債務超過額の合計は13億1,500万円と前年度に比べて9,600万円増加しました。

純資産又は正味財産(債務超過)の状況 (※「金額」欄の△が債務超過額) 単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	資産が負債を上回っている法人			負債が資産を上回っている(債務超過)法人		
		法人数	割合	金額	法人数	割合	金額
民法法人	53	53	42.7 %	7,159	0	0.0 %	0
会社法法人	71	59	47.6 %	10,349	12	9.7 %	△ 1,315
合計	124	112	90.3 %	17,508	12	9.7 %	△ 1,315
H19	125	114	91.2 %	17,520	11	8.8 %	△ 1,219
増減	△ 1	△ 2	△ 0.9 %	△ 12	1	0.9 %	△ 96

債務超過法人一覧(全12法人) 単位:千円

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	純資産又は正味財産 (債務超過)の額		増減	(参考) 当期純利益
			H20	H19		
陸中たのはた(田野畑村)	株式会社	85.2%	△ 649,579	△ 626,131	△ 23,448	16,260
サンロック(釜石市)	株式会社	43.8%	△ 209,283	△ 202,935	△ 6,348	△ 6,347
エコ・ワールドくずまき風力発電(葛巻町)	株式会社	25.0%	△ 157,406	△ 157,235	△ 171	△ 171
金ヶ崎福祉フロンティア(金ヶ崎町)	株式会社	66.9%	△ 115,702	△ 126,587	10,885	10,886
岩泉乳業(岩泉町)	株式会社	92.7%	△ 95,465	△ 19,627	△ 75,838	△ 75,838
岩泉総合観光(岩泉町)	株式会社	50.0%	△ 31,394	△ 23,351	△ 8,043	△ 8,043
岩泉きのこ産業(岩泉町)	株式会社	93.4%	△ 27,621	△ 31,456	3,835	△ 6,165
東和町総合サービス(花巻市)	株式会社	73.7%	△ 12,326	△ 6,441	△ 5,885	△ 5,885
水沢クロス開発(奥州市)	株式会社	2.0%	△ 9,845	585	△ 10,430	△ 10,430
盛岡市中央市場冷蔵(盛岡市)	株式会社	50.0%	△ 2,665	△ 20,309	17,644	17,644
地熱染色研究所(八幡平市)	株式会社	30.0%	△ 2,233	△ 237	△ 1,996	△ 1,996
三陸情報サービス(陸前高田市)	株式会社	50.0%	△ 1,917	△ 5,005	3,088	3,088

【債務超過】だと何が問題？

会社が債務超過になると「直ちに経営が立ち行かなくなる」わけではありません。

しかしながら、債務超過の状態にあるということは、その会社を解散したとき、会社が持っている全ての資産を処分しても、借金や買掛金などの負債を返済しきれないことになります。

よって、一般的に債務超過会社との取引は敬遠される傾向にあり、取引を行う場合でも「掛け」取引は敬遠される傾向があります。

また、金融機関にとっても融資金の回収が懸念されることから、融資を断る、担保や保証人を要求するといった影響が考えられます。

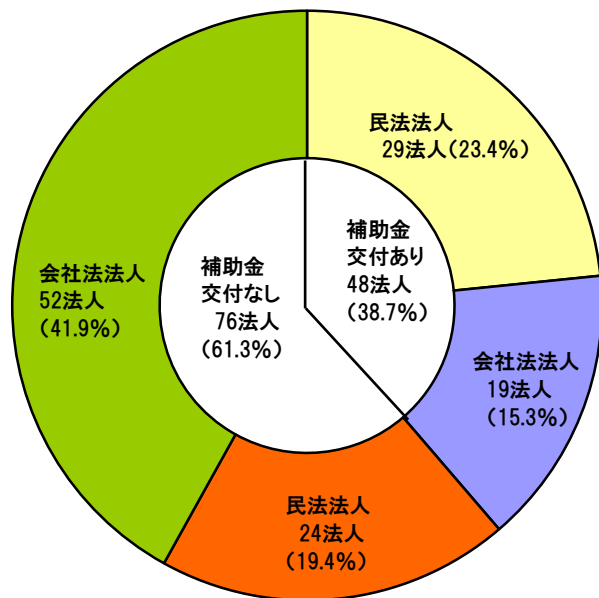
さらに、出資者にとっても株式が無価値となることが懸念されます。

こうして、債務超過の会社では資金繰りが苦しくなり、経営悪化に拍車がかかる悪循環が生じやすい、ということになります。

市町村の財政支援の状況(25%以上出資等法人) ~ 補助金交付額

第三セクターのうち、市町村等から補助金が交付されている第三セクターは48法人(全体の38.7%)で、前年度に比べて1法人増加し、交付額は9億3,800万円と、前年度に比べて4,900万円減少しました。
また、補助金のうち、人件費や維持管理費等の運営費の補助を目的とした補助金が交付されている第三セクターは29法人(全体の23.4%)で、交付額は6億5,800万円と、前年度に比べ2,000万円減少しました。

補助金交付の状況



市町村等からの補助金交付額の状況

単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	補助金交付額			うち運営費補助金交付額		
		法人数	割合	金額	法人数	割合	金額
民法法人	53	29	23.4 %	725	21	16.9 %	530
会社法法人	71	19	15.3 %	213	8	6.5 %	128
合計	124	48	38.7 %	938	29	23.4 %	658
H19	125	47	37.6 %	987	31	24.8 %	678
増減	△ 1	1	1.1 %	△ 49	△ 2	△ 1.4 %	△ 20

市町村等からの補助金交付額の多い上位10法人

単位:千円

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	補助金交付額		増減	(参考) 経常損益
			H20	H19		
盛岡市文化振興事業団(盛岡市)	財団法人	100.0%	114,958	120,172	△ 5,214	6,736
遠野市畜産振興公社(遠野市)	社団法人	68.4%	85,590	69,888	15,702	39,713
北上市文化創造(北上市)	財団法人	100.0%	68,002	69,059	△ 1,057	8,071
盛岡観光コンベンション協会(盛岡市)	財団法人	75.5%	49,938	52,152	△ 2,214	△ 2,325
盛岡地域地場産業振興センター(盛岡市)	財団法人	74.9%	48,200	45,450	2,750	△ 12,098
花巻市体育協会(花巻市)	財団法人	79.8%	46,292	23,680	22,612	△ 1,636
釜石・大槌地域産業育成センター(釜石市)	財団法人	70.0%	44,667	41,227	3,440	9,293
盛岡市体育協会(盛岡市)	財団法人	62.3%	40,014	41,745	△ 1,731	27,321
滝沢村体育協会	財団法人	56.7%	38,407	36,205	2,202	3,322
岩手県南技術研究センター(一関市)	財団法人	92.0%	38,141	21,676	16,465	28,875

市町村の財政支援の状況(25%以上出資等法人) ～ 貸付金残高

第三セクターのうち、市町村からの借入金残高を有する法人は5法人(全体の4.0%)で、前年度に比べて2法人減少しましたが、市町村の貸付金残高は5億4,600万円と前年度に比べて1億7,300万円増加しました。

市町村の貸付金残高の状況 単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	貸付金残高		
		法人数	割合	金額
民法法人	53	2	1.6 %	50
会社法法人	71	3	2.4 %	496
合計	124	5	4.0 %	546
H19	125	7	5.6 %	373
増減	△ 1	△ 2	△ 1.6 %	173

【市町村が第三セクターに貸付を行うことは何が問題？】

市町村が第三セクターに対して貸付を行っている際に、万が一その第三セクターが経営破たんすると、貸付金の回収に懸念が生じる場合があります。

もし、多額の貸付金が回収不能になるという事態に陥ると、その市町村の財政運営に大きな影響を及ぼしかねないことから、市町村からの借入金がある第三セクターの経営状況は注視する必要があります。

市町村からの借入金残高を有する法人(全5法人)

単位:千円

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	借入金残高		増減	(参考)	
			H20	H19		経常損益	純資産額
岩泉乳業(岩泉町)	株式会社	92.7%	270,000	75,000	195,000	△ 75,083	△ 95,465
サンロック(釜石市)	株式会社	43.8%	183,600	183,600	0	△ 8,164	△ 209,283
岩泉きのこ産業(岩泉町)	株式会社	93.4%	42,000	48,000	△ 6,000	40,424	△ 27,621
田野畑村産業開発公社(田野畑村)	社団法人	96.7%	30,000	30,000	0	203	1,929
遠野市畜産振興公社(遠野市)	社団法人	68.4%	20,000	20,000	0	39,713	100,206



IV. 経営状況

市町村の財政支援の状況(25%以上出資等法人) ～ 市町村の損失補償契約に係る債務残高

市町村の損失補償契約に係る債務を有する第三セクターは11法人(全体の8.9%)で、前年度に比べて1法人増加しました。債務残高は47億9,900万円と前年度に比べて3億5,900万円減少しました。

損失補償契約に係る債務残高の状況 単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	損失補償契約に係る債務残高		
		法人数	割合	金額
民法法人	53	3	2.4 %	576
会社法法人	71	8	6.5 %	4,223
合計	124	11	8.9 %	4,799
H19	125	10	8.0 %	5,158
増減	△ 1	1	0.9 %	△ 359

【市町村が損失補償をしている債務残高があることは何が問題?】

市町村における「損失補償」とは、資金の貸し手(債権者)と市町村との二者間で締結される契約で、第三セクターが借入金を返済できなくなるなどの事態が生じて債権者に損失が生じた場合にその損失を補償する、というものです。

「損失補償契約にかかる債務残高がある」ということは、その第三セクターが経営破たんし債務の返済が不可能になった場合には、損失補償をした市町村がその損失(返済が不可能になった分)を肩代わりしなければならないことを意味します。

損失補償契約は、市町村の財政運営に負担を生じさせる可能性があることから、損失補償契約にかかる債務残高を有する第三セクターの経営状況は注視する必要があります。

損失補償契約に係る債務残高を有する法人一覧(全11法人)

単位:千円

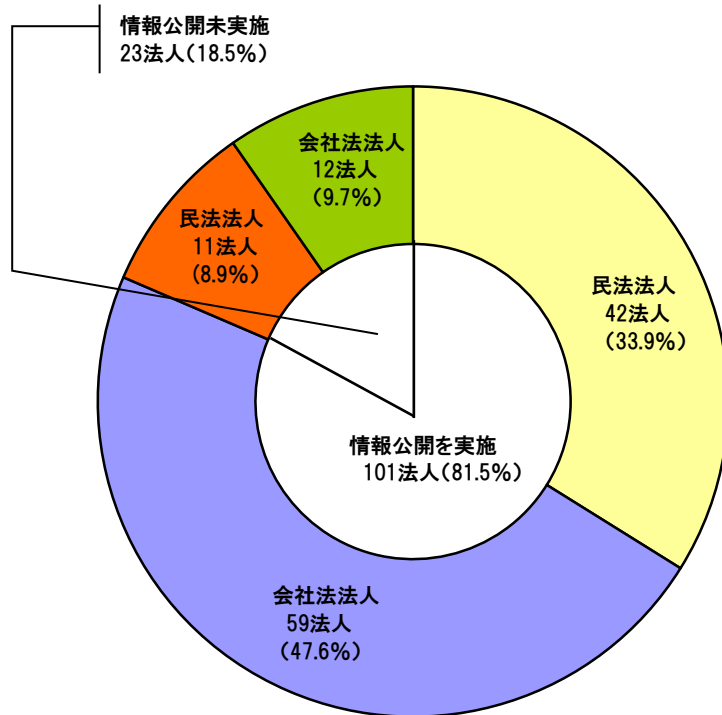
法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	債務残高		増減	(参考)	
			H20	H19		経常損益	純資産額
盛岡地域交流センター(盛岡市)	株式会社	50.1%	2,176,700	2,560,500	△ 383,800	139,148	2,949,466
陸中たのはた(田野畑村)	株式会社	85.2%	1,010,600	1,063,950	△ 53,350	18,598	△ 649,579
岩泉きのこ産業(岩泉町)	株式会社	93.4%	460,699	476,575	△ 15,876	40,424	△ 27,621
葛巻町畜産開発公社(葛巻町)	社団法人	88.7%	384,304	341,312	42,992	△ 30,055	320,983
葛巻高原食品加工(葛巻町)	株式会社	40.8%	160,000	143,410	16,590	265	190,000
遠野市畜産振興公社(遠野市)	社団法人	68.4%	149,209	195,489	△ 46,280	39,713	100,206
釜石港物流振興(釜石市)	株式会社	90.0%	136,100	0	136,100	△ 447	553
オーガニック金ヶ崎(金ヶ崎町)	特例有限会社	30.0%	96,000	112,000	△ 16,000	12,344	309,954
金ヶ崎福祉フロンティア(金ヶ崎町)	株式会社	66.9%	95,000	107,000	△ 12,000	11,071	△ 115,702
ウツティかわい(川井村)	株式会社	16.6%	88,370	105,530	△ 17,160	6,274	253,596
釜石・大槌地域産業育成センター(釜石市)	財団法人	70.0%	42,000	52,500	△ 10,500	9,293	204,293

V. 情報公開・経営の点検評価の取組

情報公開・経営の点検評価の取組み(25%以上出資等法人)

財務諸表等の情報公開が行われている第三セクターは101法人(全体の81.5%)で、うち市町村が条例・要綱等により情報開示を定めている第三セクターは37法人(全体の29.8%)となっています。
また、市町村が設置した委員会等により定期的に経営の点検評価が行われている第三セクターは25法人で、依然として全体の20.2%にとどまっています。

情報公開の状況



【本調査でいう「情報公開」とは？】

本調査における情報公開とは、財務諸表等を広報、議会報告及び事務所等に備え付けるなどして、開示請求によることなく、情報を公開しているものをいいます。

情報公開の状況

法人区分	25%以上 出資等法人数	情報公開実施		条例等を設置している	
		法人数	割合	法人数	割合
民法法人	53	42	33.9 %	20	16.1 %
会社法人	71	59	47.6 %	17	13.7 %
合計	124	101	81.5 %	37	29.8 %
H19	125	108	86.4 %	48	38.4 %
増減	△ 1	△ 7	△ 4.9 %	△ 11	△ 8.6 %

経営の点検評価の状況

法人区分	25%以上 出資等法人数	点検評価あり		点検評価なし	
		法人数	割合	法人数	割合
民法法人	53	9	7.3 %	44	35.5 %
会社法人	71	16	12.9 %	55	44.4 %
合計	124	25	20.2 %	99	79.8 %
H19	125	30	24.0 %	95	76.0 %
増減	△ 1	△ 5	△ 3.8 %	4	3.8 %

【点検評価する委員会の例】

- ・ 第三セクター検討委員会(北上市)
- ・ 経営改革推進本部(遠野市)
- ・ 第三セクター等経営適正化検討委員会(金ヶ崎町)